

食肉センターB S E特定部位及び内臓廃棄物等処理業務公募説明書

- 業務名 令和8年度 食肉センターB S E特定部位及び内臓廃棄物等処理業務
- 業務履行場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号 北九州市立食肉センター
- 業務履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、令和8年4月1日以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、北九州市は、この契約を変更し又は解除することができる。)

1 業務の内容

- (1) 食肉センターから排出される、牛の特定部位(舌及び頬を除く頭部、脊髄及び回腸の一部)の化製処理業務
- (2) と畜検査により排除された内臓廃棄物等の化製処理業務
- (3) その他、食肉センター所長の指示により排出された関連廃棄物の化製処理業務

2 処理日

- (1) 原則として火曜日から土曜日まで毎日1回行う。
- (2) 月曜日、水曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間に処理の必要が生じた場合は食肉センター所長が指示する。

3 化製処理方法

- (1) 牛の特定部位は、他の廃棄物と完全に区分された専用の化製場で化製処理し、処理後の肉骨粉も他の廃棄物由来の物と接触しないよう梱包し、当所分を専用車両で焼却場に搬入し、焼却処分すること。
- (2) その他、食肉センター所長が必要と判断した処理方法に従うこと。

4 焼却処理方法

- (1) 牛の特定部位に由来する肉骨粉は、必ず焼却工場にて焼却すること。
- (2) 搬入する焼却工場は、環境局皇后崎工場とする。ただし、環境局や工場から搬入先変更の指示があった場合は、その工場とする。
- (3) 搬入先の工場から搬入方法等で指示があったときは、その指示に従うこと。

5 技術、資格等の要件

- (1) 本業務を履行するために必要な産業廃棄物処分業の許可を受けていること。
- (2) 既に類似業務を行った経験があるなど業務に精通していること。

6 報告書の提出

- (1) 特定部位の化製、焼却に関しては、産業廃棄物の処理に係るマニフェスト及び毎月の処理状況報告書などを適宜提出すること。
- (2) その他の廃棄物についても、毎月の処理状況報告書などを適宜提出すること。

7 応募要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付されていること、及び有資格名簿に記載され

ている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

8 手続き等

- (1) 契約担当課（問い合わせ先）

北九州市立食肉センター 北九州市小倉北区末広二丁目3-7
電話 093-521-0172
FAX 093-551-7855
担当 木原、川原

- (2) 説明書に対する問い合わせ受付及び回答

ア 受付期間

令和8年1月6日から令和8年1月19日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、
8時30分から16時まで

イ 受付担当課

（1）に同じ。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号
を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

- (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年1月6日から令和8年1月19日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、
8時30分から16時まで

※参加意思確認書の様式は、（1）の契約担当課で配布する。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに
直接持参すること。

- (4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても、参加意思確認書の提
出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなけれ
ばならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該
業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対しては、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、
書面により、北九州市保健福祉局食肉センター所長に対して、応募要件を満たさないとされた理由に
について説明を求めることができる。